

令和5年度 沼津市まちなか居住促進事業の担い手育成業務委託 プロポーザル実施要領

1 趣旨

本実施要領は、「令和5年度 沼津市まちなか居住促進事業の担い手育成業務委託」（以下「本業務」という。）の契約候補者をプロポーザル方式（以下「本プロポーザル」という。）により選定するために必要な事項を定めるものである。

2 業務の概要

- (1) 業務名
令和5年度 沼津市まちなか居住促進事業の担い手育成業務委託
- (2) 業務内容
別紙「令和5年度 沼津市まちなか居住促進事業の担い手育成業務委託 公募仕様書」（以下「仕様書」という。）のとおり。
- (3) 委託期間
契約締結日から令和6年3月29日（金）まで
- (4) 提案上限額
3,960,000円（消費税及び地方消費税を含む）
- (5) 担当部署（提出先）
沼津市 都市計画部 まちづくり政策課 まちづくり推進係
担 当：臼井、筑城（つゆき）
住 所：〒410-8601 静岡県沼津市御幸町16番1号 沼津市役所5階
電 話：055-934-4886（直通）
メール：ppp@city.numazu.lg.jp

3 参加資格

本プロポーザルに参加しようとする者は、次に掲げる要件を全て満たすものとする。
なお、契約候補者の選定後から契約締結までの間において、次に掲げる要件のいずれかを満たさなくなった場合は、契約候補者の選定を取り消すことがある。

- (1) 沼津市工事請負契約等に係る入札参加停止等措置要綱（平成4年7月1日施行）の規定による入札参加停止等の措置を受けていないこと。
- (2) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しないこと。
- (3) 会社更生法（平成14年法律第154号）の規定に基づく更生手続き開始の申し立て又は民事再生法（平成11年法律第225号）の規定に基づく再生手続き開始の申し立てがなされていないこと。ただし、更生開始の決定を受けている者又は再生手続き開

始の決定を受けているものを除く。

- (4) 沼津市暴力団排除条例（平成 24 年沼津市条例第 22 号）に規定する暴力団員等ではなく排除等の措置を受けていないこと。
- (5) 国税及び沼津市税の滞納がないこと。
- (6) 2 以上の者が共同体を結成して参加することを認める。その場合は、共同体を構成する全ての者が上記(1)～(5)の条件を満たし、かつ以下の要件も満たさなければならない。
 - ① 構成員は共同体の代表者となる者を決め、代表者は全体の意思決定や管理運営等に全ての責任を持つこと。
 - ② 参加申込み以後における、代表者及び構成員の変更は原則として認めない。
 - ③ 代表者とならない構成員にあつては、代表者に代表権を委任する旨が記載されている委任状を提出すること。
 - ④ 参加申込み時に、共同体を結成したことが分かる協定書又はこれに準ずるものの写しも提出すること。なお、協定書等には、構成員の役割分担が詳細かつ明確に記載されていること。
 - ⑤ 各構成員は、複数の共同体の構成員となることはできない。

4 スケジュール

内 容	実施期間
実施要領等の公表	令和 5 年 9 月 4 日（月）
質問の受付	令和 5 年 9 月 5 日（火）から 令和 5 年 9 月 12 日（火）午後 5 時まで
質問の回答	令和 5 年 9 月 14 日（木）午後 5 時までに随時
参加申込書及び企画提案書等の提出	令和 5 年 9 月 15 日（金）から 令和 5 年 10 月 2 日（月）午後 5 時まで
参加承認の通知	令和 5 年 10 月 3 日（火）
選定委員会（書類選考）	令和 5 年 10 月 6 日（金）
選定結果の通知	令和 5 年 10 月 10 日（火）
契約締結	令和 5 年 10 月下旬

※公表方法は、沼津市ホームページへの掲載とする。

※上記のスケジュールは変更する場合がある。その際は、市ホームページでお知らせするので随時確認すること。

5 質問の受付及び回答

(1) 質問期間

令和 5 年 9 月 5 日（火）から令和 5 年 9 月 12 日（火）午後 5 時まで

(2) 質問方法

質問書（様式1）に質問内容等を記載し、電子メールにより担当部署へ提出すること。また、提出後には必ず電話による受信確認を行うこと。

(3) 回答方法

質問者に随時回答する。なお、全ての質問に対する回答は、令和5年9月14日（木）午後5時までに沼津市ホームページに掲載する。質問者については公表しない。

6 参加申込書及び企画提案書等の提出

(1) 提出期間

令和5年9月15日（金）から令和5年10月2日（月）午後5時まで（必着）

(2) 提出方法

下記(3)の提出書類を用意し、持参または郵送により担当部署へ提出すること。持参による場合は、事前に担当部署へ連絡するとともに、午前8時30分から午後5時まで（土日祝日を除く。）の間に提出すること。なお、提出にかかる様式等については、沼津市ホームページからダウンロードすること。

(3) 提出書類

- ① 参加申込書（様式2）
- ② 会社概要（様式自由、パンフレット等でも可）
- ③ 暴力団又は暴力団員でないこと等に関する表明・確約書（様式3）
- ④ 登記簿謄本等（申込日から3か月以内に発行されたもの）
法人登記している場合は、履歴事項全部証明書の写し
個人事業主の場合は、代表者身分証明書の写し
- ⑤ 財務諸表（直近事業年の「貸借対照表」、「損益計算書」、「株主資本等変動計算書」）
- ⑥ 納税証明書（申込日から3か月以内に発行されたもの。課税のあるもののみ。）
（市内に本社又は営業所のない者は国税納税証明書のみ提出）
 - ア) 沼津市法人市民税納税証明書
 - ・法人登記している者は、法人市民税納税証明書（最新の事業年度のもの）
 - ・個人事業主の場合は市県民税納税証明書（最新のもの）
 - イ) 沼津市固定資産税納税証明書（最新のもの）
 - ウ) 国税納税証明書（「法人税」及び「消費税及び地方消費税」について）
 - ・法人登記している者は「その3」又は「その3の3」
 - ・個人事業主は「その3」又は「その3の2」
- ⑦ 見積書（様式自由、押印不要）
- ⑧ 共同体の協定書等の写し 1部（様式自由）（参考様式は別添参照）
- ⑨ 代表者への代表権委任状 1部（様式自由）
- ⑩ 同種業務実績表（様式4）

⑪ 実施体制調書（様式5）

⑫ 企画提案書（様式自由）

⑬ 想定工程表（様式自由）

※沼津市入札参加資格者名簿に登録されている者は、③④⑤⑥の提出は不要。

※共同体として参加する場合は⑧⑨も提出すること。また、②～⑥については、全ての構成員のものを提出すること。

(4) 提出部数

①～⑨ 1部

⑩～⑬ 10部（順番通りにファイルに綴じ、インデックスを付けること）

(5) 留意事項

① 上記⑩～⑬の書類について、提案者を特定することができる内容（具体的な社名等）は記載しないこと。

② 様式自由の書類について、A4サイズで作成することを基本とし、これを超えるサイズを使用したい場合は、必ずA4サイズに折り込むこと。

③ 企画提案書について、表紙・目次・裏表紙を除き、A4片面を1ページとして20ページ以内とすること。また、図や表などを使用し、読み手にとって見やすく、分かりやすい表現とするように努めること。

④ 本業務の目的を達成するため、提案限度額の範囲でできうる限りの提案をすること。本市の要求事項だけにとらわれず、参加者の専門性を活かした指摘や提案に努めること。

⑤ 見積書について、仕様書の項目別の金額が分かる内訳書を添付すること。

⑥ 提出書類に不備がある場合は、訂正を求めることがある。その場合、提出期限までに訂正がなければ失格とする。なお、提案内容については、提出後の修正や追加は一切認めない。

7 求める提案内容

提案者の経験やノウハウ、独自の調査等により、下記に示す内容の提案を求める。

- ・本施策で必要だと思われるプランナーの属性
- ・プランナー候補者の発掘方法
- ・プランナー候補者の育成方法
- ・情報発信の方法
- ・その他、目的を達成するために必要だと考える自主提案業務

8 参加承認の通知

提出書類の確認後、本プロポーザルへの参加の承認について、令和5年10月3日（火）

に電子メールにて通知する。なお、参加を否認された者は、市にその理由の説明を求められることができる。

9 選定

(1) 選定方法

提出書類の内容をもとに、市が設置する契約候補者選定委員会において評価し、評価点が最も上位の者を契約候補者として選定する。ただし、評価点の合計が満点の6割を超える者がいなかった場合は、契約候補者を選定しない。なお、評価点が最も上位の者が何らかの事由により業務を履行することが困難となった場合は、次に評価点が高い者から順に協議を行う。

(2) 評価項目

別表「評価項目」のとおり

(3) 選定結果の通知

全参加者に対し、令和5年10月10日(火)に電子メールにて通知するとともに、契約候補者と選定された者を沼津市ホームページに掲載する。なお、各参加者の結果については、契約締結後、市にその理由の説明を求めることができる。

10 失格要件

契約締結までの間に、次のいずれかに該当した場合は失格とする。

- (1) 参加資格を満たさなくなった場合。
- (2) 提出書類が提出期間内に提出されなかった場合。
- (3) 提出書類に虚偽の記載があった場合。
- (4) 選定の公平性に影響を与える行為があった場合。
- (5) 第三者の知的財産権を侵害する行為があった場合。

11 契約締結

市は契約候補者と協議し、契約候補者が提案した内容を反映した仕様書を調整のうえ、契約を締結し、すみやかに契約結果を市ホームページ上で公表する。なお、本プロポーザルは参加事業者の企画力、提案力、業務遂行能力などを審査するものであることから、仕様については契約候補者の提案をもとに契約時に再度精査するものとする。契約書は沼津市業務委託契約約款を含めるので、事前に確認しておくこと。

(市ホームページ > 事業者のみなさんへ > 入札情報・契約 > 建設工事関連業務以外の委託 > 沼津市業務委託契約約款 (PDF))

ただし、選定された事業者が「10 失格要件」の規定するもの該当することになった場合は、契約候補者の決定を取り消すことがある。なお、この場合は次順位の者と協議するものとする。

12 その他留意事項

- (1) 本プロポーザルに要する一切の経費は、参加者の負担とする。
- (2) 書類提出後の修正や変更は、市が承諾しない限りは一切認めない。
- (3) 提出書類は一切返却しない。
- (4) 提出書類の知的財産権は、参加者に帰属する。ただし、市が本プロポーザルの報告等で必要な場合は、提出書類の内容を無償で使用できるものとする。
- (5) 本件に係る情報公開請求があった場合、提案内容やノウハウ及び提案への評価に関する部分を除き、沼津市情報公開条例に基づき提出書類を公開する場合がある。

評価項目

評価項目		判断基準	配点	
提案の 評価	理解度	<ul style="list-style-type: none"> ・本業務の主旨を十分に理解した提案か。 ・提案の方向性が間違っていないか。 	20	60
	具体性	<ul style="list-style-type: none"> ・業務内容が具体的に記載されているか。 ・プランナーの育成に繋がる有効な提案と言えるか。 	20	
	独創性	<ul style="list-style-type: none"> ・提案者の経験やノウハウを活かした、他には見られない提案か。 	10	
	実現性	<ul style="list-style-type: none"> ・実施手順が明確で、実現可能な工程か。 	10	
提案者の 評価	同種業務の 実績	<ul style="list-style-type: none"> ・提案者の同種業務・類似業務の実績が豊富か。 	20	40
	実施体制	<ul style="list-style-type: none"> ・担当者の専門性や資格は適正か。 ・本業務が円滑に進められる体制が整っているか。 	20	
合 計			100	

ただし、評価点の合計が満点の6割を超える者がいなかった場合は、契約候補者を選定しない。